

新規取扱

令和6年度 住宅支援事業 住宅割引制度のご案内 ～ 日本中央住販滋賀(桧家住宅) ～

本会では、住宅支援事業の一つとして、「桧家住宅」(日本中央住販滋賀)と業務提携し、令和6年10月より住宅取得に係る費用の割引及び記念品の授与(以下「住宅割引制度」という。)を実施することとしましたので、ご案内します。

1 事業概要

当制度は、本会と桧家住宅(株式会社日本中央住販滋賀)との業務提携により、本会の会員が日本中央住販滋賀が提供する住宅を建築(新築・建替)する場合、本会が当該住宅メーカーに紹介することにより、会員の住宅建築に係る費用の割引を受けられることとするとともに、記念品を贈呈します。

(1) 提携住宅メーカー

HINOKIYA

桧家住宅

(日本中央住販滋賀)

(2) 割引特典及び互助会特典(記念品)

区分	住宅メーカー特典(割引)	互助会特典
新築・建替	本体価格の3%割引(消費税等を除く。)	記念品※1
分譲住宅	販売価格の1%割引(消費税等を除く。)	記念品※2

※1 10万円を限度に本体価格の0.2%程度の記念品とします。

※2 販売価格が1,000万円以上の場合に記念品を授与するものとし、10万円を限度に販売価格の0.2%程度の記念品とする。

★現在、本会と提携している住宅メーカー協議会加入8社、一条工務店及びヤマト住建とは、割引内容等が異なりますので、ご注意ください。

2 適用条件等

- (1) 紹介申込書兼紹介票[日本中央住販滋賀(桧家住宅)用]の提出以前に既に商談中(プラン・見積書提示、契約締結等の営業活動)である場合は、割引等の特典は適用できません。
- (2) 他の割引等の特典と重複して適用できません。
- (3) 企画型商品及びキャンペーン等による特別価格商品などの通常販売と異なる商品は、適用されない場合があります。
- (4) 割引特典の適用対象は、本会の会員及びその家族です。※家族:2親等以内の親族
- (5) 互助会特典(記念品)の適用対象は、本会の会員のみとします。

3 特典適用の流れ

- (1) 特典を受けようとする会員は、別添『紹介申込書兼紹介票[日本中央住販滋賀(桧家住宅)用]』を互助会事務局に送付してください。
- (2) 互助会事務局は、紹介申込書兼紹介票を整備のうえ、日本中央住販滋賀(桧家住宅)担当窓口へ提出します。
- (3) 日本中央住販滋賀(桧家住宅)担当窓口は、各現場営業担当者に連絡のうえ所要の手続きを行います。
- (4) 互助会は、互助会特典が適用される会員に、住宅の引渡後、記念品を贈呈します。

借入金利の優遇が受けられる住宅資金融資(貸付)制度も実施中！ 協定銀行：滋賀銀行・関西みらい銀行

お問い合わせ
申込先

TEL 077-522-0150
担当 清水



一般財団法人滋賀県市町村職員互助会
<https://www.shiga-ctvgojokai.jp>



FAX 077-522-0151 メール gyomu@shiga-ctvgojokai.jp